

「高校生の就職問題に関する検討会議報告」に対する見解

2001年2月9日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

文部科学省の「高校生の就職問題に関する検討会議」は、「中間まとめ」(8月)に対する教職員組合、教育団体や経済団体などから出された意見を検討し、「最終報告」をとりまとめ2月1日公表しました。

日高教は全教とともに11月、「中間まとめ」に対する現場の進路担当者を中心とする教職員の意見集約をふまえ、就職難の原因究明と対応策を提起するとともに、就職慣行の見直しについては実態をふまえて慎重におこなうよう求める意見書を提出してきました。「最終報告」は、「中間報告」に一定の手が加えられたものとなっているものの、高校生の就職をめぐる状況のとらえ方が経営者側にたっており、就職難打開の方途が示されておらず、もっぱら高校生の勤労観、職業観の希薄化に目が向けられたものになっています。就職慣行の見直しについても、高校生の就職意欲と就労態度、学校の進路指導や就職指導に向けられ、企業の雇用問題や就職ルール違反には立ち入らない極めて不十分なものになっています。以下「最終報告」の内容にそって見解をあきらかにするものです。

1、就職難の原因と打開にかかわって

「高校生の就職問題に関する検討会議」(以下「検討会議」)は、高卒無業者・失業者の増加に着目し、高卒者の就労定着率を高めるための就職指導、職業教育の見直しに向けられています。

高卒無業者と青年失業者の増加の原因が、求人減という厳しい雇用情勢の変化にたじろぎ、就職をあきらめる高校生が増加していること、1人1社制の就職慣行・指導のもとで内定した企業に自分の意志とは無関係に就職することなどにあると分析し、学校の進路指導の在り方と高校生の就職意欲の脆弱性に原因を求めています。しかし、未就職者増加の最大の原因が高卒求人の激減にあることと、失業者の増大が企業の臨時的雇用拡大にあることは明らかです。

ところが「最終報告」は、これらの最大の原因を軽視し、高卒労働市場の縮小の原因が産業構造の転換にともなう雇用政策の変化と高卒者の希望職種へのこだわりにあるとしています。また、女子採用の減が機会均等法の不徹底にあるとして、企業の社会的責任と態度は不問に付しています。そして、高校生も大学生や一般失業者とともに激しい雇用競争に加わることになるとう無責任な態度をとっています。即戦力を求める企業の雇用要求に応えるには、専門的能力向上とコミュニケーション能力の養成などエンployヤービリティの向上が課題であるとしています。とりわけインターンシップの必要性を強調していることが特徴的です。

いま、高校卒業を目前にして就職先が見つからず悩み苦しんでいる高校生と父母、一人でも多く就職させようと連日連夜苦勞している教職員の願いに応え、就職を希望しているすべての高校生が就職できるよう、あらゆる職種の求人増をはかることが政府・文部科学省の責務であることを強く要求します。

2、公正な就職ルールの確立を

「最終報告」は、1人1社制、指定校、校内選考といった就職慣行が、高校生から就職先の選択、決定権を奪い、本人の意思と責任でおこなわれるべき就職が学校任せになり、早期の離職につながっていると分析しています。私たちは、この就職慣行に対する一面的な見方には賛成できません。もちろん、就職指導が高校生の職業選択権と社会的自立を阻害するものであっていいは

ありません。

「最終報告」も、従来学校が全員の就職希望者を正規就労者として就職させるために就職慣行が果たしてきた役割を認めています。学校格差を招来する指定校、成績と出席による校内選考、受験時期が違う公務員と民間企業との併願禁止の見直しは当然です。しかし、すべての受験の自由化は、高校生間の過大な競争を招き、企業側の選択権を拡大するもので現行の就職ルールさえ崩すことにつながるといえます。日経連の企業倫理憲章（2000年12月）が示したように、学生の学習権を保障し、高卒者の安定採用をはかることなどが、学校生活から社会生活への移行につながる公正な就職ルールの確立になります。本来、企業は社会的存在として、子ども・生徒が学校生活を全うできるよう支援することこそ、その役割を果たしているといえます。それが個別企業の利益優先で卒業を待たずして採用者を決める日本の企業活動は異常といえます。ヨーロッパ諸国では卒業と職業資格を得て就職するところが多く、卒業前に入社試験・内定する慣習はないと聞き及んでいます。

いうまでもなく「青田買い」など就職ルールの崩壊は、就職活動の長期化による学業と高校生活の空洞化、受験費用負担増をもたらすことになり、高校生の就職離れをいっそう加速させ、青年の失業をより深刻にするものです。したがって「就職慣行の見直し」にあたっては、なによりも高校生の学習権が守られなければなりません。現在でも横行している「青田買い」の根絶と人権侵害の就職試験の廃絶、公正な「就職ルール」の確立、就職関係費用の個人負担解消、未就職者の公的職業訓練と生活保障などの整備が優先されなければなりません。

3、進路を切り開く教育は学校が系統的・総合的に

「中間まとめ」は、高校生の職業観・勤労観が未成熟であることと、教員の指導力不足をあげ、インターンシップの積極推進や計画的・継続的な進路指導の実施と教育体制の強化をあげてきました。そのため、企業の協力を求め、高校生の就業体験の受け入れと教員の企業研修をうちだしていました。「最終報告」も基本的に「中間まとめ」を受け継いだ内容となっていますが、教員の企業研修を盛り込まず、学校における職業や労働に関する学習を系統的、発展的に編成することなどを重視し、私たちの提案を取り入れている面もうかがえます。

しかし、インターンシップの導入には相当の紙幅をさき、学校と企業に実施を要請しています。その背景には、日経連など企業側が描き出している「非常識、態度不良、自己中心的」といった高校生像をもとに、企業が求めている労働者像にそった高校生の育成がねらわれています。

高校生が社会の主人公として、自らの生き方と社会現実の関係を結びつけ、具体的な職業と進路を決定できる力を備えることは国民的要求です。しかし、この間の企業体験（インターンシップ）は、狭い職業就労能力のみに力が注がれ、高校生から幅広い職業を選択する能力を育ててきませんでした。今後の高校教育は、なによりも基礎学力を身につける教育とともに、広く社会に目を向け、実際の職業生活に理解をふかめ、専門的な分野の学習を保障する教育でなくてはなりません。そのうえに、高校生一人ひとりの生き方と労働の意義と在り方を考えさせ、職業選択に対するしっかりした見識を培うことが必要です。

勤労体験も学校の教育計画に位置づけて、そうした進路決定と社会参加の視点に立った学習として実施されてこそ有意義なものになるといえます。文部科学省は、インターンシップを一方向的に押しつけるのではなく、各学校と地域の自主性に委ねることを要求するものです。